



<研修レポート>

『国土交通大学校 平成23年度 専門課程 土地利用 (線引き・用途規制) 研修』を受講して

桜川市建設部都市整備課 主事
関本 崇志

■はじめに

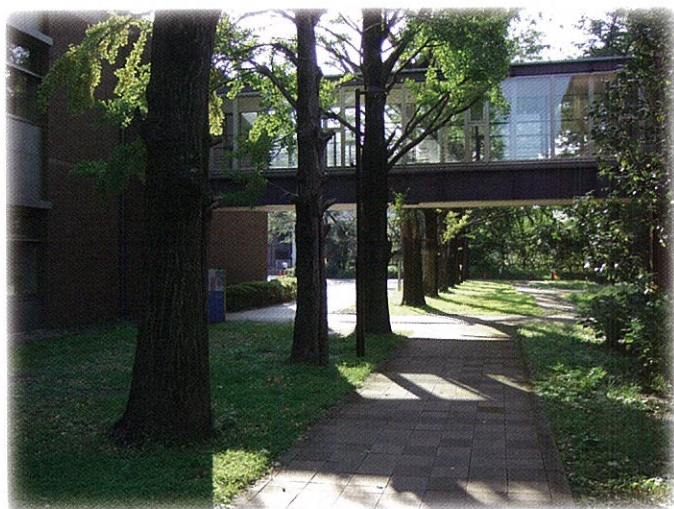
私は、県都市計画協会事業として、平成23年9月26日から同年10月7日までの2週間、国土交通大学校 平成23年度 専門課程 土地利用 (線引き・用途規制) 研修を受講しました。

研修では、各分野の権威ある識者の講義や研修員同士の討議等を通して最新かつ高度な知見の多くを学ぶことができました。本稿では、その一端をご報告できればと思います。

■国土交通大学校の概要

国土交通大学校は、国土交通省の擁する公務員等の研修機関としての大学校です。国土交通省職員はもとより国土交通行政に関わる地方自治体、独立行政法人職員等を対象に研修を実施し、行政能力や専門能力の向上を図ることを目的としています。

その施設は、緑をふんだんに取り入れたゆとりある配置となっており、理想的な土地利用計画を自ら体現するかのような空間の中、研修員は、現場の喧騒を離れ、質の高い講義の数々を受講し、自由闊達に討議し、新しい発想を見付けることができます。



都会の一角に緑に囲まれて佇む施設



研修員には個室が与えられる。



研修棟。緑の合間から光が指す閑静で高質な空間

■多彩で質の高い講義の数々

「市町村マスタープランと地区計画等の役割を強化し中核的位置付として、用途地域はむしろ補完的位置付とする。」

研修は、本省都市局都市計画課の和田課長の講話から始まりました。

制定から約40年が経過し、かねてから制度疲労が指摘されている都市計画法ですが、近年の急激な少子高齢化を受けて、その制度の改正には、国としても大きな問題意識を以って臨んでいること。そして、和田課長の最大の関心事である東日本大震災に伴う“復興まちづくり”。そのために必要となる措置の法制化に向けて全力で取り組んでいることなどを熱く語ってくれました。

特に、冒頭の言葉「市町村マスタープラン・地区計画等の役割強化」は、国の都市計画制度小委員会による重点検討事項のひとつとして語られたもので、非常に印象的でした。

「建築基準法の集団規定にとって最も近いのは都市計画の世界。単体規定はむしろ遠い。」

2日目の講義「建築基準法 (集団規定)」で、講師を務められた本省住宅局市街地建築課の丸山補佐は、非常にフランクな口調で冗談を交えながら、建築基準法の集団規定を体系的に、わかりやすく解説してくれました。

曰く、現在、国では集団規定に関する勉強会を立ち上げ、制度改正の議論を進めており、かねてから指摘されている用途地域に代わる“性能の規定化”等の検討を行っているそうです。しかしながら、具体的な基準の設定には相当調整が難しく、議論の進捗は思わしくないとのことでした。



「日本の景観に混乱をもたらした一因は都市計画がはらむ問題。我が国の立地コントロールにはそもそも景観の観点がなかった。」

講義「景観とまちづくり」では、東京工業大学の中井教授が、用途地域や調整区域の立地基準（都市計画法34条）には景観の観点がそもそもないことなど、都市計画制度の課題について、景観行政推進の立場から鋭く指摘してくれました。

特に印象に残ったのが、“景観とは人間をとりまく環境の眺め”であって、道路等の公共施設の占める割合が非常に大きいということ。そして、その公共施設こそが、全体を考慮せずに個々に存在し、残念ながら景観を混乱させている大きな要因だといわざるを得ない、との指摘でした。この点を、我々は大いに反省すべきだと思います。

「都市計画行政と防災行政は、これまで乖離する傾向があった。これからは“色塗り”の際に、防災の視点が必要・不可欠」

講義「防災行政と都市づくり」の講師は、元国土庁事務次官兼阪神・淡路復興対策本部事務局局長を務められた三井教授。実際の体験を踏まえた言葉は、そのひとつひとつに重みがありました。

特に、①個々の建築物・工作物がすべて安全であれば、防災行政は不要であって、安全でないかもしれない、という視点を受け入れることの必要性。②現在、被災地の一部で適用されている建築制限区域（建築基準法第84条）は、都市計画・区画整理を定めることが前提であることから、迅速性の観点から、あらかじめ復興計画案を定めておくことの必要性。の2点は、都市計画に携わる者への提言として強く印象付けられました。

このほか、研修では、環境・経済・農政等各分野の権威ある識者それぞれの視点による講義を受講することができ、都市計画制度全体の本質と課題や、都市計画制度を構成する個々の制度の特性と限界について、理解を深めることができました。

■班別ゼミナール

～ 課題地は“茨城県つくば市”～

研修員がいくつかのグループに別れて課題を討議し、最終日に結果発表を行う班別ゼミナール。

今回の課題地は“茨城県つくば市”。課題内容は、TX沿線で開発圧力が高まっている調整区域において、地区計画の導入を検討すること。本県から参加した私にとって、議論をリードする上でも、成果を得るという意味でも、非常に“お得”なゼミとなりました。

最終日のプレゼンでは、各班の検討した地区計画の案が発表されました。蚕食的開発が進行するエリアに良好

な街区形成を誘導しようとするタイプや、調整区域の趣旨を全うし、すべての開発を禁止しようとするやや突飛的なタイプまで千差万別で、非常に面白くて、かつ、参考になりました。

どの班も、周辺で進められているTX沿線開発との整合性（公共投資のバランス）に苦心している様子でした。

私の所属する班は、大規模集客施設をコアとするエリアについて、将来の市街化区域への編入を前提として地区計画を導入するという案を発表しました。

最大のネックは人口フレームとの整合でしたが、商業系市街地での編入を前提として産業フレームで対応すれば、クリアできると結論付けました。



現地踏査の様子。移動には市のレンタサイクルを活用

■終わりに

最後になりましたが、このような素晴らしい研修の機会を用意し、ご支援をくださった県都市計画協会の皆様に深く感謝を申し上げますとともに、市町村職員の皆様には、是非この素晴らしい研修の機会を活用されることをお勧めして、私のレポートを終わりたいと思います。

結びに、2週間の講義を通して最も強く心に残った言葉をご紹介します。本省市街地建築課の丸山補佐の言葉です。

「法律の専門家などいくらでもいる。住民のニーズを的確に把握し、理想のまちを描くことこそが、自治体にしかできない本来の役割だと思っている。」

